

◎ 農地所有者等からの別段の面積の設定の申請と農業委員会による設定

地方への移住希望者等に対して、空き家バンクの取組を通じて「農地付き空き家」の提供を既に行っている自治体では、農地法施行規則第17条第2項の規定により、空き家に付随する農地について、10a未満の別段面積（例えば1a）を設定する取組が行われています。

以下、既に取組を行っている自治体の例を参考に、その具体的な流れを紹介します。

（1）農地の所有者等からの申請

- ・農地法施行規則第17条第2項の規定により空き家に付随する農地について別段の面積を設定する場合、農業委員会独自の取組みとして、空き家バンクへ空き家情報の登録を行うと同時に、農地所有者等から別段の面積に係る農地指定の申請を受け付ける例があります（付随する農地について1筆毎に地番申請している例もあります）。
- ・この場合、農地所有者等からの申請については、申請者が必要な手続きや用意すべき書類等について、分かりやすく解説するとともに、申請様式や記入例等をHPに掲載している例も見られます。

（2）農業委員会による別段の面積の設定と公示

- ・農地所有者等からの申請等を受けた農業委員会は、現地確認等を行った上で、総会で周辺地域の農地利用に支障がないか等、農地法施行規則第17条の基準を満たすか審議し、別段の面積を設定する区域を定め、公示します。あわせて、農地所有者等に対して、公示内容を通知します。

《農地付き空き家の手続きの流れ》（宍粟市（兵庫県）の例をもとに加筆）

〔空き家及び農地の所有者の登録等の手続き〕

〔農地付き空き家の購入等希望者の手続き〕

※相談対応・現地案内・宅建協会に紹介

① 空き家バンクに登録（空き家バンク担当課）

② 空き家に付随する遊休農地を農業委員会に別段面積・区域の指定申請

農業委員会総会で議決

農地を下限面積1a区域に指定・告示（地番指定）

③ 1a区域の農地を登録

① 空き家バンクに登録（空き家バンク担当課※）

② 所有者又は宅建業者等との商談

③ 空き家と農地の購入決定

④ 農地の権利移動の許可手続き（3条申請）

農業委員会総会で議決

農地取得の決定（3条許可）

⑤ 所有権移転手続き（法務局）

所有権移転農地及び残売の農地（地番）を1a区域から除外（農業委員会で議決）